

○人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2及び鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和2年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1_職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況 (R2年度) R2.4.1現在

新規採用	再任用	合計
2人	5人	7人

(2)職員の退職等の状況 (令和2年度内退職)

定年退職	勸奨退職	自己都合	その他	合計
4人	1人	1人	0人	6人

(3)部門別職員数の状況と増減 (各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年度 増減数	
	R2年度	R3年度		
一般行政 部門	議会	2	2	0
	総務	31	31	0
	税務	11	10	△1
	民生	10	10	0
	衛生	12	12	0
	農林水産	8	7	△1
	商工			0
	小計	84	81	△3
特別行政 部門	教育	20	20	0
	小計	20	20	0
普通会計	計	104	101	△3
公営企業等 会計部門	水道	6	6	0
	下水道			0
	その他	14	13	△1
	小計	20	19	△1
合計		124	120	△4

※次の①～③の職員を除いています。①特別職②組合派遣職員③非常勤職員及び再任用職員(短時間勤務)

※対前年度増減数△4人は、令和3年4月1日付け新規採用職員等2人と新たに再任用職員4人(フルタイム勤務)の計6人から令和2年度退職者及び再任用終了者10人を引いた数となっています。

2_職員の人事評価の状況

人事評価は、業績評価(各自の業務目標に基づく評価)、能力評価をそれぞれ点数評価し、

2評価の合計を2で除算したものを総合評価としています。

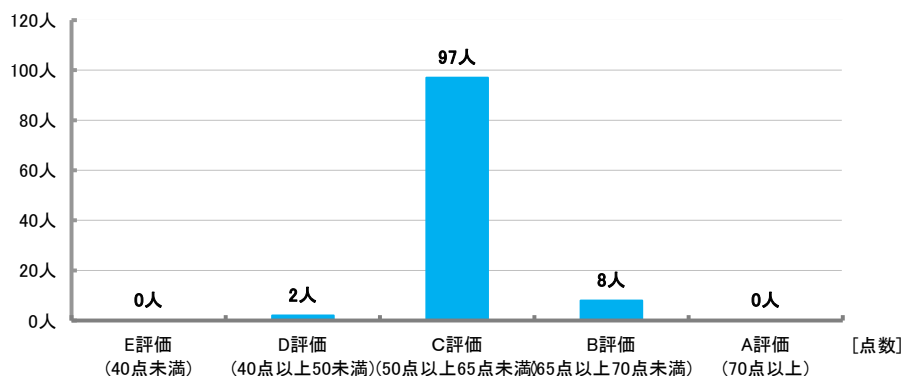
また、総合評価については職級ごとに順位を付け、成績優良者に対しては加算、逆に成績不良者に対しては減額をするなど、その結果を勤奨手当(6月賞与支給時)に反映させています。

なお、育児休業者・退職者・派遣職員・再任用職員等は、除きます。

(1)職員の人事評価状況 (令和2年度評価結果)

E評価 (40点未満)	D評価 (40点以上50 未満)	C評価 (50点以上65 点未満)	B評価 (65点以上70 点未満)	A評価 (70点以上)	合計
0人	2人	97人	8人	0人	107人

<総合評価>



3_職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 R3.1.1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	人件费率 (前年度)
R2年度	13,446人	8,022,117千円	173,210千円	985,109千円	12.3%	17.3%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれます。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2年度	104人	383,926千円	73,029千円	158,566千円	615,521千円	5,918千円

※給与費中の職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(3)職員の平均給料月額と平均年齢の状況 R03.04.01現在

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	81人	42.4歳	308,825円
特別行政部門	20人	45.1歳	323,610円

※平均年齢=10進法表示

(4)ラスパイルズ指数の推移(一般行政職)

H29年	H30年	R1年	R2年
95.2%	95.2%	96.5%	95.9%

(5)職員の初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 R03.04.01現在

区分	初任給	経験年数15年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政部門	188,700円	—	—	432,300円
	160,100円	—	—	329,200円

※経験年数15年以降は、在職職員の平均給料月額を示したものです。

※「-」は、在職職員なし。

(6)職員手当等の状況 R03.04.01現在

区分	鳩山町	
期末・勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	06月期	1.275月分 0.950月分
	12月期	1.275月分 0.950月分
	計	2.55月分 1.900月分
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給	
	配偶者	6,500円
	配偶者以外の扶養親族	
	子	原則 10,000円
	その他	原則 6,500円
	16歳～22歳	加算分 5,000円
住居手当	借家・借間(限度額) 28,000円	
	自宅居住職員(世帯主) 0円	
通勤手当	交通機関等の利用者(限度額) 55,000円	
	交通用具使用者(限度額) 31,600円	
管理職手当	課長	給料の 10%
	課長補佐	給料の 8%
地域手当	6%	
退職手当	普通退職	勤続年数20年 19.6695月分 24.586875月分
	勤続年数20年	勤続年数25年 28.0395月分 33.27075月分
	勤続年数25年	勤続年数30年 34.7355月分 40.80375月分
	勤続年数30年	最高限度額 47.7090月分 47.7090月分
	最高限度額	

(7)特別職の報酬等の状況

R03.04.01現在

区分	基礎となる給料・報酬月額	期末手当	退職手当
町長	703,000円		703,000円 × 在職月数 × 35/100 × 115/100 (任期ごと)
副町長	584,000円	4.45月分 (給料月額20%加算)	584,000円 × 在職月数 × 21/100 × 115/100 (任期ごと)
教育長	558,000円		558,000円 × 在職月数 × 20/100 × 115/100 (任期ごと)
議長	298,000円	4.45月分 (給料月額20%加算)	
副議長	232,000円		
議員	211,000円		

4_職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間・休日

勤務時間	午前8時30分午後5時15分(うち休憩時間60分)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(2)年次有給休暇

制度概要	1年につき20日付与。残日数(20日限度)を翌年に繰越し可
------	-------------------------------

5_職員の休業に関する状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

なお、令和2年度に新規に取得した職員は、2名でした。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない制度で、休業した時間分の給与は、減額されます。

なお、令和2年度に新規に取得した職員は、いませんでした。

6_職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職及び降給の不利益処分を行うことです。

(令和2年度:件数)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	1	-	1
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	0
職制又は定数の改廃、予算の減少により過員等を生じた場合	-	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	0

(2)懲戒処分

(令和2年度:件数)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	0

7_職員のサービスの状況

(R2年度)

地方公務員法第38条の規定に基づき、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の従事許可の状況

営利企業等の従事許可の状況

営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得て、いかなる事業若しくは、事務にも従事等してはならないとされています。

区分	人数
許可	23人

なお、右記の表における主な申請理由としては、農業などに従事するためとなっています。

8_職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2第7項及び鳩山町「再就職者による依頼等の届出に関する規則」第3条の規定に基づき、再就職者からの要求又は依頼を受けた職員による届出については、0件でした。

9_職員の研修の状況

(1)研修の実施状況 (R2年度)

内部研修	参加人数	対象職員	外部研修(自治人材開発センター)	参加人数	対象職員
			階層別研修(各職級)	9人	中級・主査級 補佐級・課長級
			講師養成研修(接遇)	1人	指導希望者
			地方公務員法B、行政法、公務員法A、ユニバーサル接遇研修、業務に活かすセルフマネジメント、簿記入門と公会計、行政不服申立、再任用希望職員研修	12人	・研修計画書に基づき指名及び自己選択
			その他研修(組合)	2人	

10_職員の福利及び利益の保護の状況

(1)職員の福利厚生事業の状況 (R2年度)

区分	対象者	実施回数
定期健康診断	人間ドック受診者を除く全職員	1回(2日間)

(R2年度)

区分	1人あたり補助金額	補助金額
職員互助会補助金	0円	0円

(2)公務災害の認定状況 (R2年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	-	-
通勤災害	-	-

(3)公平委員会の状況 (R2年度)

項目	件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

11_その他町長が必要と認める事項

一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補の職務	2人	2.3%	146,100円	247,900円
2級	主事の職務	16人	18.4%	195,500円	305,200円
3級	副主幹及び主任の職務	39人	44.8%	235,900円	335,100円
4級	主幹の職務	8人	9.2%	279,400円	397,900円
5級	課長補佐及びこれに相当する職務	12人	13.8%	299,600円	425,300円
6級	課長及びこれに相当する職務	10人	11.5%	334,100円	451,700円

- (注) 1 鳩山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。